

○財務省告示第五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年二月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十八年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	一・八トン
三	二五トン
四	三六、七一五トン
五	一、一一五トン
六	二三トン
七	八トン
八	一七・〇トン
九	三六、〇五四トン
一〇	七、七八三トン
一一	一三、六九七トン
一二	五一、九〇三トン
一三	四、四五六、五五四トン
一四	九三八、九三七トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二
二八六トン	七トン	一三、六三〇トン	四、八二一トン	〇トン	五四トン	五、三〇八トン	三四七トン	二二、八八六トン	三八三トン	九六三トン	一二、七四〇トン	一一〇、二一五トン	四、一〇三トン	六八七トン	五〇四、七四二トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、四五六、五五四トン
一四	八八九、四五七トン